

## 第 74 回 国税審議会税理士分科会の開催について

1 日 時 平成 28 年 6 月 3 日 (金) 午後 1 時 00 分～午後 4 時 40 分

2 場 所 国税庁第二会議室

3 出席者

- ・国税審議会税理士分科会委員  
岩崎分科会長、辻山分科会長代理、石井委員、福田委員、山田委員、小西臨時委員(※)
- ・懲戒審査委員会議座長(議題 1 のみ)
- ・国税庁  
星野次長(※)、山名総務課長(※)、並木人事課長(※)、大柳税理士監理室長  
磯見企画調整官ほか
- ・日本公認会計士協会 山田副会長(※)
- ・日本税理士会連合会 杉田専務理事(※)

(※) 議題 2 のみの出席者

### 4 議 題

- (1) 議題 1 税理士懲戒処分対象事案の審議について
- (2) 議題 2 税理士法第 3 条第 3 項及び税理士法施行規則第 1 条の 3 第 1 項に規定する研修指定について

### 5 議事内容

- (1) 議題 1 については、税理士懲戒処分対象事案(18 件)について審議を行った結果、その 18 件全件について懲戒処分を行うことが相当であると決定した。
- (2) 議題 2 については、本年 5 月 19 日(木)開催第 72 回国税審議会税理士分科会の審議を踏まえ、事務局から「実務補習の充実策(案)」が提示され、これを踏まえて研修指定の枠組みについて審議を行った。

その結果、国税審議会としては、同案のとおり整備が行われた後の実務補習における税法に関する研修を税理士法施行規則第 1 条の 3 第 1 項に定める税法に関する研修として指定するとの方向性で一致した。そして、今後、日本公認会計士協会等において実務補習について所要の規程の改訂等が行われたと認めたときは、当該研修を税理士法施行規則第 1 条の 3 第 1 項に定める税法に関する研修として指定し、その旨を速やかに官報に公告することを決定した(以上、国税審議会決定)。

なお、実務補習について所要の規程の改訂等が行われたことの確認、研修の指定、官報公告については、会長一任として処理することとした。

また、本日の議事の模様は議事要旨として後日公表し、併せて国税審議会決定の内容についても公表することとした。

- それぞれ別添 1 「主な質問意見等」、別添 2 「国税審議会決定事項」参照
  - 官報公告(平成 28 年 6 月 24 日付)については、別添 3 「税理士法施行規則第 1 条の 3 第 1 項に規定する税法に関する研修の指定の公告」参照

以上

【主な質問意見等】

○税法関係の考查について合格基準を6割以上に引き上げることとされているが、この基準は1回ごとに適用されるのか、それとも2回合計に対して適用されるのか。

→実務補習における考查の合格基準は、各回4割以上の基準は存置したうえで、実務補習の充実策の一環として、税法については重要科目と位置付け、考查2回分の合計得点について6割以上の合格基準を新たに適用することとしている。要すれば、「各回4割以上、税法全体で6割以上」の得点を取る必要があるということである。

○税法関係の考查の合格基準の適用について、「各回4割、税法全体で6割以上」とされているが、なぜ「各回6割」ではないのか。

→税法関係の考查は、複数税目の問題を2回にわたって網羅的に出題しており、1つの試験を2回に分けて実施しているものであることから、2回合わせて6割以上としている。

○なぜ「修了考查」ではなく、「考查」の合格基準を見直すこととしたのか。

→「修了考查」は税法科目を含めた5科目で構成され、5科目一体として合否を判断する仕組みとなっているところ、「考查」は各科目単体で実施されるものとなっており、税法科目について他の科目と異なる合格基準を設けることもでき、また、そのような仕組みは税理士試験が科目合格制であることとも一定の親和性を有するとも考えられる。

いずれにせよ、今回の措置により、税法に関する2回の「考查」で「各回4割合計で6割以上」得点しないと「修了考查」を受験できない仕組みとなり、他の措置と併せて考えれば、税理士試験合格者との同等性の確保に資する効果が得られるものと考えられる。

○考查と修了考查に追試はあるのか。また、追試の試験問題は公表するのか。

→「考查」については年1回追試を実施しているが、「修了考查」についての追試は実施していない。追試の試験問題の公表については、今後前向きに検討する。

○国税審議会は、今後、実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更が発生した場合には、指定対象である実務補習の枠組みに関し改めて確認を行うことになるとしているが、このような仕組みにする理由如何。

→国税審議会は、法令上、研修を指定し又は指定を解除することとされており、これを踏まえれば、今後、指定の妥当性について適切にチェック機能を果たす必要があるが、他方で、指定の妥当性について毎年検証することまでは法令上求められていない。

こうした点からすると、国税審議会としては、最低限のチェック機能は果たしつつ、研修の継続的かつ安定的な運用を確保していくことが重要。こうした点を踏まえ、国税審議会としては、実務補習の制度又は運営に「重大な事情変更」がある場合について改めて指定の妥当性について確認を行うこととし、その「重大な事情変更」が生じていないかどうかをチェックするため、実務補習の実施状況について毎年報告を求めるとの仕組みを提案させていただいたところ。

○実務補習の枠組みについて再確認する要件である「重大な事情変更」には、具体的にどのようなものが含まれるか。

→実務補習の枠組みについて国税審議会が再確認を行うこととされている実務補習に関する「重大な事情変更」には、法令改正を伴うものだけではなく、制度や運営に関するものも含まれる。例えば、公認会計士試験制度の抜本的な見直しが行われる場合や考査や修了考査に代わる試験制度が導入されるなど実務補習の枠組みに大きな変更があった場合、考査や修了考査について合格基準の見直しが行われる場合などが考えられる。

○前回の審議会では、他の指定研修とのバランスを合わせる必要があることが重要との指摘が多かったが、今回事務局から提示された案はそうした観点からも、全体としてよくまとまっているのではないかと考えられる。

(以上)

(別添2)  
平成28年6月3日

## 国税審議会決定事項

- 1 税理士法第3条第3項及び同法施行規則第1条の3第1項（いずれも平成29年4月1日施行予定。以下同じ。）の規定に基づいて国税審議会が指定する税法に関する研修（以下「指定対象研修」という。）は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する実務補習における税法に関する研修で、以下の整備が行われた後のものとする。

国税審議会は、当該整備のための所要の規程の改訂等が行われたと認めたときは、当該研修を指定対象研修として指定し、税理士法施行規則第1条の3第2項の規定により、その旨を速やかに官報に公告する。

### (1) 考査

その修得が実務補習の修了要件の一つとされ、また、修了考査の受験要件の一つにも位置付けられている考査について、次の措置を講じる。

- ① 税法関係の考査（2回分／全10回）について、透明性向上等の観点から、（現状、補習所によって異なる試験日や試験問題を統一化した上で、）試験問題（過去5年分）を日本公認会計士協会又は会計教育研修機構のホームページ上に公開する。
- ② 考査の合格基準に、（現行基準に加えて）「重要な科目については6割以上」との基準を追加した上で、税法科目を「重要な科目」の一つに位置付ける。  
(注) 追加の基準については、税法関係の考査に係る全体の得点について適用する。

### (2) 修了考査

修了考査について、透明性向上等の観点から、試験問題（過去5年分）を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

(注) 出題内容に関しては、引き続き、総合問題も含めた出題とするなど、税目のバランスにも配慮したものとする。

- 2 国税審議会は、今後、公認会計士試験に関する制度改正に伴う実務補習の内容・質の著しい変更等、実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更が発生した場合には、指定対象である実務補習の枠組みに関し、同実務補習により税理士法第3条第3項及び同法施行規則第1条の3に定める学識と同程度のものが習得できるものであるかどうかについて改めて確認を行う。

上記の実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更の有無を確認するため、国税審議会は、毎年の実務補習の状況（修了考査及び考査の試験概要、試験問題、及び試験の実施状況に関する各種計数）について、日本公認会計士協会より報告を求めることがある。

【平成28年6月24日付 官報 第6803号】

税理士法施行規則第1条の3第1項に規定する税法に関する研修の指定の公告

税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第1条の3第1項に規定する税法に関する研修を次のとおり指定したから、同条第2項の規定により公告する。

なお、本指定は、平成29年4月1日から適用する。

平成28年6月16日

国税審議会会长 岩崎 政明

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条第1項に規定する実務補習団体等が同項に規定する実務補習として実施する税法に関する研修